

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称	第 31 期青少年問題協議会 第 8 回専門委員会	
事務局（担当課）	子ども家庭部子ども若者課	
開 催 日 時	令和 4 年 8 月 29 日（月）午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分	
開 催 場 所	Zoom によるオンライン会議 （事務局：豊島区役所本庁舎 5 階 510 会議室）	
議 題	1 開 会 2 議 事 ・青少年問題協議会委員からの質問への回答について ・「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度） 令和 3 年度実施状況（案）について 3 閉 会	
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0 名
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	野村武司、南野奈津子、林大介、五十井八恵子、栗林知絵子、佐野佐知子
	事 務 局	子ども若者課管理・計画係長、子ども若者課職員
会議資料	・資料 1 青少年問題協議会委員からの質問への回答 ・資料 2 「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度） 令和 3 年度実施状況（案） ・参考資料「豊島区子ども・若者総合計画」（令和 2～6 年度） 令和 3 年度実施状況【資料編】 ・参考資料 意見票（清水委員） ・意見票	

審 議 経 過

【開 会】

事務局より資料確認

【協議事項】

会 長 資料についてご説明をお願いします。

事 務 局 前回7月の専門委員会にてご質問を受けた内容と、後日専門委員以外の協議会委員の皆様にも資料をお配りしてご意見ご質問をいただいた内容となります。全部で7項目の質問をいただきました。お目通しいただければと思います。主に外国にルーツを持つお子さんに関する事業についての内容となっております。

会 長 いかがでしょうか。

委 員 127の回答にある3行目、朋有小に誤字があります。

事 務 局 ご指摘のとおりです。ありがとうございます。

会 長 資料1についてはこういう形にて確定でよいと思います。清水委員からのご指摘についての取り扱いはどうでしょうか？

事 務 局 こちらの質問票に回答を反映させています。各項目についてのご質問なのでこちらで対応というふうに考えております。

会 長 評価はこのままでよいのかという質問ですが、評価は変えないということでよいですか？

事 務 局 はい。

会 長 11月の定例会でもご意見が出るとしますので、対応をお願いします。

会 長 それでは以上のものを前提に、本日は令和3年度の実施状況報告案を事務局に作ってもらいました。本日初見のものになりますので、ご説明をお願いします。

事 務 局 資料説明

会 長 目標 I について、8 ページ (1) の 5 行目の最後、「評価 A (20.0%) について記載する」とはどのような意味ですか？

事務局 記載ミスです。

会 長 直前の「～となっています。」で終わりということでもいいですか？

事務局 はい。

会 長 重点事業が 2 つあり、一方は評価 A、もう一方は評価 C ということですね。これらに対して青少年問題協議会からの意見を記載するということですが、どうでしょうか？重点事業 1 では令和 3 年度 of 取組内容でマンガ版パンフレットを作成したとあり、作成をすることに意味があったということ、中身が良かったということの評価でしょうか？

事務局 評価を A にした理由としてはそうです。

会 長 令和 4 年度以降の取組の方向性では新たな普及啓発ツールを作成するとあります。これは別事業になるということですか？

事務局 まずはマンガ版パンフレットを作って広報啓発をしたということになります。

会 長 取組内容では、「広報啓発をした」とはなっていないで、「作成した」で終わっていますね。事業目標は「普及を図ります」としているので、評価を A とした説明があったほうがよいと思います。

事務局 マンガ版パンフレットの作成は、豊島区で文化施策を進めるうえでの基軸に漫画を置いていますので、文化と子どもの権利の普及を融合させて実施したことが評価 A とした理由です。作っただけなのか、広報をしたのかという点につきましては、令和 3 年度は作成までで、令和 4 年度の初めに学校に配布したうえで普及啓発をしたという形になっております。子ども達にわかりやすい表現でというところで文化との融合をはかった点が今回の取組の大きな視点となっております。

会 長 それを青少年問題協議会からの意見とすればよいと思います。漫画文化の発信地のひとつである豊島区においてそれを活用して啓発をしたということは評価に値するというので評価をすればよいと思います。配布について記載されていないのはなぜでしょうか。

事務局 配布を実際にしたのは令和 4 年度になってからでしたので、令和 3 年度の実施状況には記載できませんでした。

会 長 そのことも書くとよいと思います。令和3年度に配布はできなかつたけれども、令和4年度に入って間もなく配布をしたということから、作成及び配布によって広報啓発の効果は大きかったと思われる、などですね。取組の方向性の記載内容を補充する形で評価をするということです。もう一つの重点事業3のほうですが、回数自体の実績値が伴わなかつたということですね。理由は基本的にはコロナ禍でしょうか。それでしたら、コロナ禍での影響がなお継続しており、事業の展開の難しさがみられるが、コロナ禍の状況が数年続いているなかで工夫の余地があると思われる、として評価Cとするとよいのではないのでしょうか。次に、(2)の重点事業6のほうはいかがでしょうか。評価がBである理由はなぜでしたか。

事 務 局 参加人数が16人だったところです。

会 長 11ページの、青少年問題協議会からの意見はこれをまとめてもらえればよいと思いますが、皆さんいかがでしょうか？

委 員 子ども会議については、定期的な開催や代表者制について思うところはあると思いますが、ここでそこまで書く必要はないと思います。

会 長 子ども会議は、そこで出たものがどういうふうに尊重されたのか子どもにフィードバックされていく仕組みがあれば一番よいのですが。

事 務 局 子ども会議を進めるにあたってその点が課題になっています。庁内からも、子どもに言わせっぱなしでいいのかという意見も来ています。子どもへのフィードバックの仕方を考えていけないといけないと思います。

会 長 聞き置いたというのはどこでもやっているの、子どもから意見を聞いた以上は、どのように尊重したのかということの説明することが一つの大きな課題であると結んでいただくとよいと思います。

委 員 8ページ5行目、「評価Cが2事業となっています」のところ、1事業ではないかと思っています。修正をお願いします。青少年問題協議会からの意見のところでは、タブレットを使った啓発方法を検討してほしいなと思います。子どもの権利について学べるサイトでの教材や、ユニセフにリンクを張るなど、タブレットを通じて学べる機会があるとよいと思います。

会 長 コロナ禍はマイナス面もあるけれど、子ども達が誰でもオンラインを使えるようになったという側面もあります。そこをうまく活用する方法が模索されることが検討されてよいといったことを入れていただくとよいと思います。

会 長 それでは (3) へ進めましょう。

委 員 この評価は、そもそも最初のところに PDCA サイクルに基づき、毎年振り返りをして次に改善して実行するということだと思うのですが、例えばプレーパーク事業を私も受託をしていましたが、昨年度評価 B だったものに対して、今後どう改善しましょうかという行政とプレーパークとでの話し合いが一度も持たれていません。そういった振り返りが無い中でまた評価 B になることは致し方ないのかなと思います。参加者人数などのところで評価するならばまた別ですし、プレーパークのように委託という形もあり、行政が直接運営している形のジャンプ等もありますけれど、そもそも、評価に対してどこを改善してどうしていきましょうという話し合いがない限り、この評価はなぜ行っているのかという疑問を感じます。

会 長 居場所の事業については、いずれも現場があり現場と直結している事業で、その事業がうまくいっているかどうかということについての評価は、現場とのやり取りをしなければならぬのではないかと思います。プレーパークのみならず、中高生センター、子どもスキップ、子どものための文化体験事業、コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援では、現場とのやり取りあるいはフィードバックだとか、改善のための会議や打ち合わせは行われているのでしょうか？

事 務 局 プレーパークについては公園緑地課を含めた会議がありますが、評価を上げるためにどうしていくかという視点では行われていませんので、ご意向に沿ったものではないと思いますが、会議の場はありますので、活用していきたいと思います。例えば中高生センタージャンプや子どもスキップの運営については直営で、プレーパークについては委託、子どものための文化体験事業についてはそれぞれの事業が委託、ソーシャルワーカーについては福祉総務課ですが委託です。直営と委託とで区としても関わり方が変わってくると思います。直営事業については区のほうでより良いものにしていかなければならないのはもちろんのこと、委託事業についても、これから連携強化や情報共有等で良いものにしていく必要があると思います。ただ実際に、文化体験事業やソーシャルワーカーによる学習支援事業のところで評価を上げるためにどうするかという視点でやっているかどうかの把握をしておりません。

会 長 評価を上げるためだけでなく、評価がこうなっているのだけど、それについてどう改善していくとよいかということなので、評価が上がるかどうかはその結果の問題なので、評価を上げるためというのは少し違いますね。いずれにしても、課題を青少年問題協議会からの意見に記載するとよいのではないのでしょうか。つまり、居場所事業については、直営も委託も、子どもと直接関わる現場の最前線なので、子どもにどう届いたのか、どう効果的なのかを、常日頃行われている定例会議で必ずしも十分な議題として挙がっていないということが検証のプロセスの中で判明した。そういう意味で、評価が出たことに対して、どこを改善していくべきなのか、あるいはどこを伸ばしていくべきなのかについて、現場とコミュニケーションをとっていく必要があるということを書

けばよいと思うのです。

委員 居場所だからではなく、たとえば重点事業6のとしま子ども会議が評価Cで、どうやったら子ども達が意見を言いやすくなるかを検証せずに同じやり方をして、参加人数が増えるということで評価がCからBになるというのは本当に改善と言えるのかな？と思います。居場所だからではなく全ての事業で、評価に対してどこが問題だったのかについて事業を行っている皆さんが意見を出し合ったりすることで本当の意味で充実した計画になっていくのではないかなと思います。

会長 仰る主旨はよくわかります。居場所の事業は、行政直営よりも委託が多くて、受託して現場で関わっている民間の人達の意見をうまくフィードバックさせていくということを特にここで書いたほうがよいと思うのです。全般に言えることなのですが、言うべきところで言った時に効果が出てくると思います。

会長 中高生センターは、利用者数は結構あるのですよね？

事務局 ジャンプ東池袋と長崎、区内に2か所ありますが、夏休み期間中だと一日に70～80人来ることがあります。とくに東池袋は繁華街に近いところにあり、中高生が来てバスケット、卓球、ビリヤードをしたりする施設です。

会長 他の自治体では、小中学生とくに小学生の居場所はあるのですが、中高生センターという形でやっていることは大事だと思います。そういう意味で評価はできると思います。これに対し清水委員からのご意見を見てみると、ジャンプ東池袋の改修で代替施設ができるのは良かったが民間賃貸物件で規模が縮小され、コロナ禍でこそ子どもの居場所の確保は既存施設だけでなくさらに求められている、充実させていくことも必要とのことです。大きな影響はないかと思いますが、改修による見直しとはいえ、これは新たに代替地があるということですよ？

事務局 はい。今年の8月末で大規模改修に入り、9月11日から代替地になります。令和5年度末まで代替施設で開催し、令和6年度には今の場所に戻ってきてきれいな施設で開催になります。

会長 代替している間、規模を縮小したものをどう吸収するのかについては、あまり検討はされていないということですよ？

事務局 検討をしていないというか、まずは代替施設を確保できたということで、代替施設でできなかったことについては、学校や区民ひろばと連携してやっていきたいと思っています。

会長 仮の施設を確保したが、規模が縮小されていることから、若干、縮小に伴う利用者へ

の影響は懸念されるということでしょうか？

事務局 はい。今の人数 70、80 人を一度に受け入れられる規模ではありません。

会長 子どもにとって、時間はとても大事なので、1、2 年我慢してねというわけにはいかないこともあるかと思います。規模が縮小されたことによる利用者への影響は危惧されるが、状況を見ながら代替施設を拡充していくことが望まれます。

委員 縮小するという事は聞いていましたが、中学校ではいま 1 割以上が不登校で、課題が大変で不登校になってしまうということもあるので、その前の予防が大切かと思えます。そのためにジャンプのような居場所が機能していたのだと思いますが、そこが縮小してしまうから仕方がない、ではなく、その間、試験的にジャンプ東池袋の地域の中学校に出張のような形で、学校の中の図書館などでジャンプを週に 1 回、月に 1 回程度やるという代替をして学校の中での居場所づくりに変えていただければよいと思えます。

会長 改修に伴って代替施設が確保できたことは歓迎できるけれども、ということを入れたほうがよいと思います。そのうえで、規模が縮小することの影響が懸念されるので、たとえば近隣の中学校などはどうですか？

事務局 代替施設はこちらでも考えていきたいと思っておりますが、いま職員とも話している中で、たとえば不登校の生徒さんや学校に行きにくい子達に対して、代替施設として月に 1 回ジャンプを中学校でやりますよとなったとして、それは行きやすいのかどうかという意見もあります。それならば旧朝日中とか、旧文成中とか、区民ひろばといった、学校ではない別の施設のほうが行きやすいのではないかという意見も出ています。代替施設で拡充を考えていくという形で、できれば施設を限定して明記することを避けることは可能でしょうか？

会長 それでは、規模が縮小することの影響が出ることから、臨機に状況を見て代替施設の拡充を積極的に考えるべきであるという記載にとどまりますね。子どもスキップについての運営はどうでしょうか。評価が B であるのはなぜでしょうか？

事務局 学童クラブの運営がメインであり、これは実施できており目標に資する取り組みができたということで評価が B になっています。コロナの影響で令和 2 年度には一般利用者をほとんど受け入れていなかったのが、令和 3 年度には一般利用者を受け入れるようになったためです。令和 4 年度以降の取組の方向性のところに書かれておりますが、一般利用を拡大再開していくということができれば評価も A にできると想定しております。

会長 一般利用については、停止していたものを令和 3 年度については開始したということ

ですか。

事務局 はい、そうです。

会長 それでは、そのことを書くとよいと思います。一般利用を開始した点は評価できると。コロナ禍は中止しつつも令和4年度の方向性の通り進めていかれるのが好ましいと。プレーパーク事業はどうですか。先程の話もありますが、プレーパーク事業固有の問題はありますか？

事務局 評価については、誰が怠ったとか悪いとかではないですけど、やはり時世の影響で実施できなかった期間があったというところと、実施回数についても目標値としては13回になっているところが8回になってしまったというところでBになっております。

会長 出張プレーパークとは何でしょうか？

委員 遊びの出前で、保育園とかそういうところにプレーパーク的な要素とプレーリーダーがいて、自主的な遊びの場を作るという啓発のようなことをやっています。

会長 なるほど、その開催数が若干下回ったということなののでしょうか。

事務局 はい。WAKUWAKUさんに、池袋本町でのプレーパーク、また出張プレーパークについて7回くらいやってくださいという委託をしております。そのほかで出張プレーパークの開催数の目標を13回としており、WAKUWAKUさんに委託している以外でも、コロナ前であれば百貨店の屋上とかで別のNPOさん等との連携によって実施できていたのですが、その部分が現在全くできていない状況です。ただ、令和4年度につきましては、こちらでもWAKUWAKUさんの協力もいただいているのですけど委託以外でサンシャインシティさんとの出張プレーパークというのをやっていただいておりますので、令和3年度よりも令和4年度は実施できているのかなと認識しております。

会長 出張プレーパークは、他の自治体でも行われているのですか？

委員 行われていると思います。これはプレーパークの受託者としての質問ですが、プレーパーク事業というのは、WAKUWAKUが受託しているプレーパーク以外も含めたプレーパークという理解でいいのですか？

事務局 はい。

委員 分かりました。ではそういう色んなプレーパーク的なことをやっている方たちとWAKUWAKUも含めて、区としてこういう事業でこういう評価でもっと改善していくために、どうしたらいいかみたいな会議が今後あるといいかなということですね。

会 長 そうですね。これはいくつの事業者が受託しているのですか。

事 務 局 恒常的にお願いしているのが WAKUWAKU さんです。あと公園事業として、今年度は雑司ヶ谷公園で NPO さんにやっています。それは委託ではなくて自主的な事業になっております。そのほかコロナ前ですと 2 つくらいの NPO さんに商業施設でのプレーパークを実施していただいたかたちです。区としての委託は 1 事業者だけです。

会 長 受託事業者がコロナによって減ったということですか？

委 員 確認ですが、これは区の計画ですけれど、区として受託事業としてやっているもの以外の自主的にやっているものも含めて出張プレーパークの開催数にカウントしているということですか？

事 務 局 そうですね、後援事業等についてもカウントしています。

委 員 でしたら、令和 6 年度の目標値 20 回というのはもうクリアしていると思います。WAKUWAKU が 13 回くらい開催しているとして、雑司ヶ谷公園のプレーパークも月 1 くらいでやっていますので。

事 務 局 そうですね。令和 4 年度につきましては後援事業についても精査していきたいと思えます。令和 3 年度につきましては、こちらで把握している公園事業は 8 回というところ

委 員 分かりました。

会 長 コロナ禍になって受託事業者が減ってしまったということですか？

委 員 受託者が減ったのではなくて、実施事業がコロナで自粛になってしまったので。

会 長 ということは、委託をしていないのですよね？コロナ前のプレーパークの状況の話も先程ありましたが。

事 務 局 委託はしていません。コロナ前のプレーパークも委託ではありませんが、商業施設でのプレーパーク等、ここに記載している出張プレーパーク開催数に含まれるものについて精査します。

会 長 いずれにせよ、プレーパーク事業と出張プレーパーク事業の 2 つがあるということですよ。

委員 WAKUWAKU の受託内容としては、池袋本町プレーパークの運営に加えて、年に 8 回の出張のプレーパークをやるのが仕様書に記載されているのですが、WAKUWAKU は毎年 8 回以上出張に行くみたいな、行きたくて行くという感じでやっています。

会長 それは仕様書外でやっているということですか？

委員 そうです。でも仕様書では 8 回実施するということになっています。

会長 事業は 8 回分に対してお金が出ているわけですよね？ 9 回、10 回やっても 8 回分ということですよね。逆にいうと、9 回以上できる余裕があるということですね。

委員 余力があるということではありませんが、子どもに遊びは大事だよということ、ひねり出してやっている感じです。

会長 このプレーパーク事業及び出張プレーパークについての評価として何かコメントをしたほうがいいと思うのですよね、ここは。大事なところでもあるので。子どもに来てもらうという意味合いのプレーパークと、子どもがいるところに行く出張プレーパークがあって、コロナ禍の現状で子どもがなかなか行きたいところに行けない状況を踏まえると、出張プレーパーク事業は状況を見てむしろ強化したほうがよいということになりますよね。

事務局 そのように書いていただけると嬉しいです。強化していきたいなところもありますし、令和 4 年度以降の取組の方向性でも、出張プレーパーク、保育園、スキップ限定から範囲を広げて開催するというふうに記載していますので。

会長 出張プレーパークをやるというのは子どもに遊びは大切で遊びを広げていきたいという趣旨もあるのと同時に、プレーパーク自体は固定の場所でやっているの、そこに住んでいる近くの人には来やすいけれども、遠くの人には来にくいというようなデメリットがあるわけですよね。でも逆に子どもたちが集まっているところがあればそこに行って出張プレーパークをやるということになれば、その子どもが行きやすいところにプレーパーク自体が行くわけだから、そういう意味での意義があるわけですよね。今コロナ禍で自宅から離れたところに行くということが憚られたり、控えられたりしている中で、この出張プレーパーク事業というのはコロナ禍でこそ拡大していくことを検討すべきであると言ってもいいと思うのですが、どうでしょうか。

委員 はい。

会長 それでは、そういう方向でいきましょう。重点事業 19 子どもの文化体験事業はどうでしょうか。目標は達成しているけれども評価は A ではなく B であるのはなぜでしょうか。スポーツばかりではなくアートもという点は重要ですね。コロナ禍にかかわらず、

継続してくださいということになるのでしょうか。重点事業 24 コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援はどうでしょうか。これは学習会の開催数や参加者数が著しく減っているように思うのですが評価が B なのですか？

事務局 その点についてはコロナの影響かと思います。学習支援を行うことが目標の事業ですが、取組内容において「支援が途切れることがないよう、～ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めた」とあることから、直接勉強を教えてあげることはできなかったけれど、関係性を繋ぐ努力をしたということで評価を B にしたのだと想定されます。

会長 コロナ禍が継続する可能性も念頭に置きながら、今後は関係性を基礎として事業を拡大することを求めたいというところですね。

委員 せっかくオンライン学習会を開催するならば、いまの子ども達は SNS が得意ですから、月 1 回のお手紙ではなくて、返信ハガキを同封するよりも、メールでやるほうが返信しやすかったのではないかなと思いました。

会長 関係性を継続するにあたっては、子ども達が使いやすいツールを活用することも検討されるべき、ということですね。子ども虐待防止ネットワーク事業、いじめ防止対策推進事業については担当が結構はっきりしていて、継続的に行われることが望ましいということになるかと思いますが、子どもの権利擁護センターはどうなっていますか。

事務局 権利擁護の在り方について子どもの権利委員会の方で昨年度まで検討いただき、方向性を出していただきましたので令和 5 年度の新規拡充事業として挙げることを検討しているところです。

会長 子どもの権利委員会の検討の中で子どもの権利擁護制度の方向性について確認されたことは大きな成果であり、今後はその成果に基づいて充実していくことが期待されるということですね。これはそのあとに子どもの権利擁護委員相談事業と関係しているのですか。これは子どもの権利擁護センターで受けている相談ではないのですか？

事務局 そうですね、子どもの権利擁護センターの設置についてはこれからになってきます。

会長 子どもの権利擁護センターの母体になる子どもの権利擁護委員ですよね？それならば、ある意味では関連しているということですよ。

事務局 はい。

会長 なのですが、件数が少ないですよ。重点事業 39（子どもの権利擁護委員相談事業）では計画策定時の現状値が 5 件、令和 3 年度の実績が 12 件ですよ。

事務局 平成30年の現状値が権利侵害に関わる活動件数が5件という現状値になっています。そのあと、目標値の見直しということで、見直し後の目標値は20件にしたいという主管課からの意見がありました。

会長 それはそれとして、少なくとも同様の区などで行われているこの相談事業からすると、何分の1かぐらいの件数ですから、子どもの権利擁護センターの充実とともに子どもの権利擁護委員相談事業の発展が望まれるところであるというところですね。以上で目標Ⅰについてはよろしいでしょうか。

委員 タブレットで直接相談できるようになったのはこの事業ではないという認識でよいのでしょうか。

事務局 はい、別事業になっております。

会長 それでは次の目標Ⅱにいきましょう。(1)子どもや家庭への医療・健康支援での重点事業は46のゆりかご・としま事業と57の乳幼児健康診査です。いずれも目標通りということですよ。

事務局 はい。

会長 これは法定事業でもあるのでやっていること自体が重要ではありません。

副会長 ゆりかご・としま事業については、検診と面接に参加される方の割合自体が高い事業ではあるので、乳児検診とか、妊娠の前後のやり取りというのは、比較的全員とできるので、そういう検診って今98%ぐらいの受診率であることを考えると、ここはやっぱりそれぐらいの数値に近づけることができると思うのです。なぜ70%なんだろう、80%なんだろうというところは検証が必要です。児童虐待防止もそうですけど、検診に来ない人とか繋がらない人というのがハイリスクだと位置づけているということを考えると、その繋がっていない人への対策を検討する必要があるのではないかということを入れてもいいのかなと思いました。

会長 ゆりかご・としま事業はいつやっているのでしょうか？乳幼児健康診査は検診ですよ。だから現状値が90%以上になっていて、受診勧奨もしているのですよね。

委員 乳児全戸訪問事業とか名前を変えてやっているってことですか。

委員 そうだと思いますよ。

委員 そうかな？

会 長 いやいや3、4か月児、6、7か月児だから・・あ、そうだ、あっていますね。 こんにちには赤ちゃん事業が最初のやつに入っていて・・・

委 員 こんにちには赤ちゃん事業は、訪問ですよ。

会 長 法定検診プラスアルファの検診事業ですよ。それは検診通知書を出してそれに応じない人については受診勧奨をしていると思うんですよ。それで93.5%っていうふうになっていてその意味では受診していない人をどうするかということを考える必要があるということについては、おそらく考えていると思うんですよ。通常の保健センターであれば、家庭訪問とかしてると思うんですよ。

委 員 ゆりかご・としま事業がこんにちには赤ちゃん事業だと思うのですが。

会 長 ゆりかごとしま事業ってこんにちには赤ちゃん事業なのですか？

事務局 ゆりかご面接とおめでとう面接というのを豊島区やっているのですが、こんにちには赤ちゃん事業がこのゆりかご面接やおめでとう面接と一緒にどうかは…

委 員 保健所が管轄の事業ですよ。

事務局 はい。

会 長 こんにちには赤ちゃん事業と乳児家庭全戸訪問事業は児童福祉法上の事業で、母子保健法上の乳児訪問と合わせてできるということになっていて、120日以内に全戸訪問するっていうのがこんにちには赤ちゃん事業の具体的な中身ですよ。これはやってないところはなくて、たぶんやっているのだと思うのです。そうするとその実施率が資料24ページのように58%ということはないと思うんですよ。

委 員 これが豊島区の独自事業としてやっているのか、児童福祉法、母子保健法の法定事業をこういうカジュアルな名前に変えてやっているのかということにもよると思うのですけど。

会 長 そうですね、ゆりかご応援グッズや誕生祝い品を配布したということで、生まれたら来てくださいね、お土産もありますよと独自にやっているところもあるといえはありますよね。

委 員 こんにちには赤ちゃん事業が計画事業で別のところに書いてあるので、ゆりかご・としま事業とは違うと思います。

会 長 法定の中の一斉事業とは別でゆりかご面接というのは生まれる前で、おめでとう面接

というのは生まれた後でしょうか。コロナ禍の対応で1歳3か月まで延長とあります。

事務局　　そうですね、こんにちは赤ちゃん事業については妊婦及び生後4か月までの乳幼児を対象に保健師や助産師が全戸訪問します。こちらは法定の事業になるのかなと思います。ゆりかご面接、おめでとう面接については、例えばゆりかご面接については、母子手帳を取りに来た時に、面接をしてゆりかご応援グッズをお渡ししますよという形になっています。代理で母子手帳を取りに来る方もいらっしゃいますので、そういう方は後で郵送しますという形になるので、あくまで法定のものという位置づけではありません。

会　　長　　妊娠届と母子健康手帳の交付っていうのは法律上は一体になっていて、その際に面接をしているということですね。子どもが生まれたときの行政とのファーストコンタクトといったところでしょうか？

事務局　　ゆりかごはそうです。

会　　長　　では、おめでとう面接とは？生まれた後ということですよ。ゆりかごは妊娠届の段階ですね。やはり58%は少ないです。自治体によっては妊娠届を出してきたときに、役所の窓口でやるということがあって、結構批判がありました。それで、保健センターで一括をして、もしくは自治体の窓口でやる場合においても、保健師等を配置してきちんと相談に繋げるとか、あるいは健康状態はどうですかといったアンケートに繋げるということは厚生労働省の事業としても結構進められていました。健やか21みたいなことで進められていたんだと思います。そうすると、妊娠届を出さないということはほとんどなくて、9割方の方は出しますよね。それに対してゆりかご面接の実施率が58.8%というのは少ないのではないのでしょうか。関係づけるとすると、おめでとう面接っていうのは出生届ですよ。

事務局　　おめでとう面接は、庁舎の4階に子育てインフォメーション、東部子ども家庭支援センター、西部子ども家庭支援センターの3か所に来てもらって面接をするとそこで祝い品を渡しますという形になっています。

会　　長　　ゆりかご面接は妊娠届、母子健康手帳交付に伴う面接と理解してよいかということと、おめでとう面接は出生届に伴う面接と理解してよいかということですね。ただ出生届自体は総合窓口課の窓口になるので、子ども家庭支援センターみたいなところには行きませんよね。妊娠届、母子健康手帳交付は自治体によっては、保健センター窓口で交付する場合があります。そうすると本来であれば、①のゆりかご面接実施率のほうが高く②のおめでとう面接実施率のほうが低くなる気がするのですが、これが逆になっているのですよね。ですので、質問としては、①は妊娠届及び母子健康手帳交付に伴う面接と理解してよいか。②は出生届に伴う面接と理解してよいか、というのをちょっと聞いていただく必要があるかなというふうに思います。でもいずれにせよ子どもが妊娠した時、子どもが生まれた時のファーストコンタクトになる事業で、ポピュレーションアプロー

チの入り口となる事業でもあるので、できる限り幅広く多くの人が利用できるような体制整備をあるいは条件整備を増していく必要があるかなというふうに感想としては持っています。少なくとも①については全員面接をしているというところもあるので。そうするとこんにちは赤ちゃん事業と同じように 90%台の数値が出てくるはずですよ。ちょっと聞いてみてもらえますか。

委員 実施状況 P6 のゆりかご・としま事業を見て思いましたが、1 万円のタクシー券や特定金券 1 万円等、なんとかして来てもらう提示しても来ないということは、その方たちこそもしかしたら情報が理解できないとか、手紙をなくしてしまうとか、来ない人がこれだけいるというところを、同じ形でやっても来年も評価 B になりそうで、ではどうしたらいいかということを今回の評価 B をきっかけにいろいろな人達と考えるということが大切なような気がしました。

会長 妊娠届と出生届とをきちんとリンクさせているのかな、妊娠届と出生届はみんな必ず出しに来るので、そこうまく連動していない可能性がありますよね。

委員 東京都の民生委員の会報誌に、他の自治体では、町会の民生委員が、こんにちは赤ちゃん事業の一環でその地域に子どもが生まれると民生委員が訪問するそうです。これを豊島区は保健所がやっていて、私たちにはこの地域でどこに子どもが生まれたかは全くわかりません。小学校に民生委員で訪問しても、うちの町会で子どもがどこにいるのかはわかりません、と言われます。生まれた地域で、民生委員さんとか誰かが伴走できる関係ができれば、その後の子ども会のイベントや学校での見守りとかがすごく有効になるのになと思っています。ここまでは私の意見です。この達成率がとても低いことへの今後の改善案としては、その地域の町会や、町会ごとにいる民生委員さんたちと訪問をするなどの工夫をして、出産のところから地域と繋がるということが、子どもの問題の解決の 1 つになるんじゃないかなということをこの評価 B をきっかけに話し合えればよいと思いました。難しい問題ではあるかと思いますが。

会長 とても難しい問題で、実際に権限があるのは、保健師だけなのです。人手が足りないもので、他の自治体では、ハイリスクのところは保健師が訪問し、ハイリスクではないところには民生委員に委託をして訪問してもらっているわけです。本来は保健師が行くというのが仕組みとしては一番すっきりしていて、地域とのつながりが必要であると考えた場合には保健師が民生委員を紹介するというのが一番良いのだと思います。地域のつながりはあまち持ちたくないとか、民生委員に来てほしくない人も相当いて、なかなか難しいです。保健師は、法律上の権限として訪問ができることになっているので、基本的にはその仕組みを活用するべきだと思います。

委員 民生委員の立場から言うと、これ以上仕事が増えたら、みんななくなってしまうと思います。きちんと保健師を雇って仕事としてやってくれる人を増やして対応すべき事業だと思いました。

会 長 全国で対応が分かれている問題であり、保健師の配置が必ずしも十分でないところは民生委員がやっていて、逆に、リスクの少ないところに民生委員が行ってリスクをきちんと把握してこれているのかとうことが、虐待対応のところで問題になることがしばしばあるのです。その意味では、私も基本的に民生委員ではなくて保健師がこんには赤ちゃん事業での主体になるべきだと思ってはいます。ただ、正規の民生委員の資源というのももちろん大事なので、保健師が、地域と母子がつながった方がいいなと判断した場合には民生委員を入れてそこで見守りをしてもらうというやり方一番すっきりしているかなと思っています。たぶん豊島区は、保健師で一応できるということになっているのですよね。いずれにせよ、話が戻りますが、ゆりかご面接やおめでとう面接については、とても重要なことをやっているけれども、実績値が少ない感じがしますね。しかもゆりかご、おめでとうというポピュレーションアプローチの妊娠、出産という入り口にあたるものであることから、もう少しうまく面接を受けられるような工夫が必要かなと思います。乳幼児健診は法定のものでありますから、意見を言うことはないかなと思います。ここで上がっている4つの重点事業は68の東部・西部子ども家庭支援センター事業、69地域区民ひろばにおける「子育てひろば」の運営・開設、75家庭教育推進事業、【再掲】68東部・西部子ども家庭支援センター事業です。実績は、目標値には一応達しているのですよね。再掲のほうの68は評価Aですね。緊急事態宣言発令により4月25日から閉館したが個別相談は実施を継続、6月から感染予防対策を講じながら事業を実施したという取組内容です。同じ事業でも、具体的な取組の位置づけの違いによって事業目標や事業内容が変わっているのので、再掲でないほうでは評価Bということですよ。

副 会 長 実際にどのように問題を解決していっているのかというところですが、それだと全体にも共通してしまいますね。

会 長 そうですね。青少年問題協議会からの意見については、内容を繰り返す形で継続してください、という方向でよいですね。評価すべきことは評価したうえで継続的に実施されることが大事だということです。

会 長 重点事業としては2事業で83私立保育所施設整備助成と106子ども研修ですね。83私立保育所施設整備助成については、評価Aということで、これは待機児童ゼロを達成したとありますが、これは隠れ待機もゼロでしょうか。

事 務 局 そうですね、行きたい人が行きたいところにすべて行けているのかどうかとなると、隠れ待機をどう定義したらいいのでしょうか。

会 長 まあ、そういうことですよ。

事 務 局 育児休業を延長したいために申請したけれどもバツが欲しいですよという方たちは待機児童扱いになってきますけれど、そういう方のことはカウントしないようにしたり

とか。

会 長 それを隠れ待機というようなのですが、評価Aとしているから、いいのでしょうか。106の子ども研修のほうは子ども若者課所管の事業ですよね？

事務局 はい。子ども研修は子ども福祉に関わる職員を対象にということで保育園とか子どもスキップとかジャンプとか子ども施設に関わる職員の研修をやっています。

会 長 これは演習やグループワークを可能な限り取り入れて研修をしたということですよ。実績値との関係では一応目標を達成したということでしょうか。

事務局 コロナを鑑みた上で、予定した講座については実施できたので、目標に資するということで評価Bになっております。

会 長 83 私立保育所施設整備助成については、令和4年度以降の取組の方向性に記載されているとおり実施してくださいという話と、106 子ども研修については、現場のニーズに合っているかどうかについては調査をしながら進めてほしいということは書いてもよいかと思います。研修って、開催する側がやりたいことをやっていることが多くて、受ける側の方が受けたいものと違ったりすることもあるので、これは評価しつつ、今後研修を受ける側のニーズも把握してさらに進めてくださいといった感じですね。

会 長 重点事業の1つは新規事業で4学校における「子どもの権利に関する学習機会の確保」【再掲】、121子どもの主体的活動への支援推進です。

委 員 子どもの権利のパンフレットなどでの啓発もすごく大事だと思いますが、学校でみんなが受ける子どもの人権教育というのが実際に行われたというのは、とても画期的なことで嬉しく思います。こういうCAPとかの専門的な人たちが学校で開催することによって、先生方も学び、知る機会になるので、ぜひ今後全校実施になったらいいなと思います。

会 長 そうですね、子ども権利擁護委員が行っているということが結構重要ですよ。実績が1校ということで、やや試験的な実施というところがあるかもしれないけども、これは子ども若者課と指導課が共同で担当課になっているのですか？

事務局 はい。

会 長 それですと、ちょうど学校と区長部局の連携した事業ということではあるので、特に子ども基本法制下では自治体でやるべきモデル的な位置づけですよ。単に教育委員会だけがやるのかという話ではありませんし、子どもの権利擁護委員がお邪魔してやるということだけではなくて、この両方がちゃんとコミットしてやっているということの意義

を評価して、子ども基本法制下と記載するかどうかはともかくとして、子どもの権利学習の重要性を鑑み、今後ぜひ推進して行ってください。

会 長 121 子どもの主体的活動への支援推進はどうか。

委 員 この ISS の取組とは何でしょうか。

事務局 WHO の認証で豊島区がセーフコミュニティという認証を受けておまして、これの学校版ということで、インターナショナルセーフスクールという形で、各学校ごとに安全・安心について考えていきたいと思いますという形で取り組んでいるものです。

委 員 それで SNS 学校ルールとかというところにつながるということなんですか。

事務局 SNS 学校ルールにつきましては中学校のほうで、ISS とは別でやっていると思います。

委 員 なるほど、分かりました。

事務局 3つの事業が掲載されている形になっています。

会 長 でもこれは、「子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動をすることを目指す」という事業目標と関係があるのですか？

事務局 そうですね、ISS も子どもたちの自主的な取組というところで、交通事故だったり、校内で廊下を走らないことだったり、学校によって取組が違うのですが、この目標に向かって何をしていたらいいかということ子どもたちが考えながらやっていきますというところが主眼になっています。また人権尊重教育推進校にあたっては、東京都からの指定を受けて人権について子どもの権利について学んでいったという形になっています。人権尊重教育推進校では特に豊島区なので、子どもの権利についての取組を進めたということ指導課長から報告を受けています。SNS 学校ルールにつきましても子どもたちの意見を入れながら各学校で自主的に見直しを進めていると聞いています。そのため、子どもの主体的なというところに入ってきた事業です。

会 長 ISS の活動は、学校の決まりとの関係はあるのですか。

事務局 学校の決まりと特には関係ないかと思います。

会 長 なんか令和 4 年度以降のところ、「今後も年 1 回以上、学校のきまり（校則）について…」と、取組内容と少し齟齬があるように感じます。SNS 学校ルールは校則に近いものがありますが。

事務局　　そうですね。ここも確認します。ISS と人権尊重のところのあたりをどうしていくのかというところは。

会　　長　　重要なことではあると思うのです。生徒指導提要で校則の問題が入ったのでしょうかね。校則を見直すことは子どもたちにとっても良いことだ、みたいな話もあるので、この令和4年度以降の取組の方向性はいいのですが、「今後“も”…」となっていると、取組内容が全て学校のきまりの話になるように見えるのです。それとも、今後は、取組内容に加えて学校のきまりについても見直す取組を推進していくということですかね。ちょっとその点を確認していただいて、“も”の位置とか考えてもらった方がいいかもしれません。

事務局　　はい。

委　　員　　ちなみに、この令和4年度以降の取組の方向性については指導課が書いているのですか。

事務局　　はい、そうです。

委　　員　　ということであれば、今の会長が言われたことを踏まえつつも、「学校のきまり（校則）について見直す取組を推進する」ともう指導課が言っているので、ここは校則という文言を必ず入れるようにしてほしいです。後退することがないようにしてほしいです。今までの SNS 学校ルールや、ISS 活動における云々とかいうのを踏まえて、さらに学校のきまり（校則）についても見直す取組を推進するというように、より今、指導テーマが変わったということ踏まえて、ここはきちんと書いておいていただきたいです。カッコ書きの“校則”の文言が無くなってしまうと、校則についての取組はやらなくていいということになってしまうので。

事務局　　指導課に確認する過程で文言を削られないように留意するということですね。

会　　長　　「学校のきまり・校則」でもいいくらいですよね。

委　　員　　私の感覚だと、中学校での制服がズボンでもスカートでも選べるようになったとか、そういうことなのかなと思います。今のところでは、豊島区が子どもの声を聞いてというよりは、そういう柔軟なところが少し進んだということなのかなと感じています。

会　　長　　子どもの意見をもとに見直すといっても、見直す主体が大人になっているので、もう少し良い表現ができればと思います。諸々の意見が出たということ指導課長に伝えてください。

事務局　　はい。

会 長 重点事業が2事業で、3「子どもの権利」に関する研修講座の実施【再掲】と、126教員の働き方改革推進事業です。この研修講座は、学校に誰が行っているのですか？

事務局 職員です。

会 長 子ども若者課と指導課が共同で担当課になっていますが、行っているのは誰なのか？

事務局 ①の職員研修については、指導課が講師を呼んでいます。②の出前講座については子ども若者課の職員が行っています。

会 長 いずれにせよ、職員研修で豊島区子どもの権利条例に関する取り入れた研修を実施したことは大変評価できると思います。さらに、なぜ評価がCなのは回数が少ないからですか？

事務局 目標値に達していないことと、現状値が平成30年度と比較して下がってしまっている部分があることからです。

会 長 子ども基本法制が整備された中でますます区の子どもの権利条例が重要になったことを鑑み、この条例の中身を取り入れた子どもの権利に関する研修講座は重要だと思われるということですね。

事務局 はい。

会 長 教員の働き方改革については、学校の中での子どもの人権保障といった場合に、教員の余裕がないことよっての権利侵害であるとかいじめがあることを考えると、教員の働き方改革が急務であることから、目標に達成するのはもちろんのこと、さらにその推進が望まれるといったことですね。

事務局 はい、ありがとうございます。

委 員 豊島区には区立の学校に行っていないお子さんも多いので、そういう子にも届くよう、学校だけでなく、民間の団体というかそういうところにも出前講座をどんどん広げていただけると嬉しいなと思います。

会 長 学校にとどまらず、いろいろなことを念頭に置いておく必要があるみたいなことですかね。

委 員 はい。

会 長 ありがとうございます。

事務局 こちらも努力していきたいと思えます。出前講座につきましては、区民の方向けにも実施しておりますので、区立の小学校に行っていない子たちが集まる民間の場所に呼んでいただければ区職員が参ります。またこちらもそういう子たちがいるところで開催していければと思っています。

委 員 わかりました。ただその情報が、届いてないというかわからない、知らなかったということがあるので、そういうところにも行きますよということも知ってもらえるようにしたら、どんどんぜひ来てくださって思えます

会 長 情報提供しつつ、研修向上を行うということですね。それでは目標Ⅲまで終わったということで、今日の議論を取りまとめて、青少年問題協議会からの意見を整えるということにしましょう。

【閉 会】

事務局 野村会長、ありがとうございました。次回の専門委員会につきましては、10月20日の開催を予定しております。専門委員会として最後の会議になりますのでご参加いただけますと幸いです。資料につきましては、完成次第、専門委員会の前に委員の皆様にお送りさせていただきます。詳細が決まりましたらメールにてご連絡いたします。

会 長 以上をもちまして、第31期豊島区青少年問題協議会第8回専門委員会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

以上